

令和8年4月22日

分任契約担当官陸上自衛隊
北海道補給処足寄弾薬支処
会計科長 村本 健

北海道補給処足寄弾薬支処におけるオープンカウンター方式による見積依頼について

- 1 本リストは、オープンカウンター方式実施要項に基づく手続きが必要です。
- 2 本方式は随意契約を前提とした見積依頼であり、有効な見積書をもって申し込みをした者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格の見積書をもって申し込みをした者を契約の相手方とします。

3 件名リスト

| 一連番号 | 件名 | 納入(履行)場所 | 納期(履行期限) | 見積依頼書公表日 | 見積書提出期限 | 見積り合わせの日時 | 防衛省競争参加資格 | 備考 |
|------|-------------|----------|----------|----------|-------------|-------------|--------------|-----------------|
| 9 | 硬度判定指示薬ほか2件 | 足寄分屯地 | 8.6.30 | 8.4.23 | 8.5.14 2400 | 8.5.15 1000 | 全省庁統一資格は問わない | 品目別内訳書、見積書 |
| 10 | 紙裁断機保守点検業務 | 足寄分屯地 | 8.8.31 | 8.4.23 | 8.5.14 2400 | 8.5.15 1000 | 全省庁統一資格は問わない | 仕様書、見積書 |
| 11 | 足寄宿舍消防設備点検 | 足寄分屯地 | 9.1.29 | 8.4.23 | 8.5.14 2400 | 8.5.15 1000 | 全省庁統一資格は問わない | 仕様書、調達要領指定書、見積書 |

4 仕様書の交付場所、契約条項等を示す場所、問合せ先及び提出先

〒089-3725

北海道足寄郡足寄町平和173番地

陸上自衛隊足寄分屯地 足寄弾薬支処会計科 担当：鎌塚

TEL：0156-25-5811（内線）347（自動音声の場合内線347#を押してください。）

FAX：0156-25-5811（内線）348

仕様等に関する問い合わせ 0156-25-5811（内線）240 担当：狭間

※FAX送信の方は0156-25-5811をダイヤルし、ポーズを10回入力し、接続先FAX番号348を入力しておかけ下さい。

その他のお問い合わせは、211を押すか、そのまましばらくお待ちください。FAXが繋がらない場合はメールでも可能です。

メールで送信の際は、電話にて受信の確認をしてください。

fin-asyoro-nadep@inet.gsdf.mod.go.jp

見 積 書

| | |
|-----------|---|
| 件名リスト一連番号 | 9 |
|-----------|---|

見積金額¥

(消費税及び地方税を含まない。)

| 品 名 | 規 格 | 単 位 | 数 量 | 単 価 | 金 額 |
|------------------|--------------------|-----------------|--------|-----|-----|
| 硬度判定指示薬 | 1 0 m l | EA | 3 | | |
| PH試験紙 | AZY (ブックタイプ) 200枚入 | EA | 3 | | |
| 並塩 | 2 5 k g /袋 | BG | 3 | | |
| | 以下余白 | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| 納入 (履行) 場 所 | 足寄分屯地 | 納 期 (履行期限) | 8.6.30 | | |
| 契約保証金 | (免 除) | 入札 (見積) 書有効期間 | / | | |

上記に関して「入札及び契約心得」、「オープンカウンター方式実施要項」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ入札見積りいたします。また、当社は「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について誓約いたします。

年 月 日

分任契約担当官
陸上自衛隊北海道補給処足寄弾薬支処
会計科長 村 本 健 殿

住 所
会 社 名
代 表 者 名

(注) 押印を省略する場合には、担当者氏名及び連絡先を記入すること。

| 陸 上 自 衛 隊 仕 様 書 | | | |
|-----------------|-----------|-----------------|--|
| 物品番号 | 仕 様 書 番 号 | | |
| 紙裁断機保守点検役務 | 2026E-11 | | |
| | 防衛大臣承認 | 平成 年 月 日 | |
| | 作 成 | 令和 8 年 4 月 20 日 | |
| | 変 更 | 令和 年 月 日 | |
| | 作成部隊等名 | 足寄弾薬支処総務科営繕班 | |

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、足寄分屯地において実施する紙裁断機保守点検役務（以下、“役務”という。）について必要な事項を規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、国土交通省公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）による。

1.3 引用文書

この仕様書に引用する国土交通省公共建築工事標準仕様書、この仕様書に規定する範囲内においてこの一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

2 役務に関する要求

2.1 一般的要求

- 点検作業は、すべて監督官が立会いのうえ、実施すること。
- 各工程ごとに監督官は確認を行い、その後でなければ受注者は次の作業を進めてはならない。

2.2 役務実施場所

足寄郡足寄町平和 1 7 3 陸上自衛隊足寄分屯地 庁舎 2 階

2.2 役務実施日時

実施日は契約締結後、発注者及び受注者間の日程調整により決定するものとする。

2.3 役務実施機器

明光商会 4 3 1 0 MC 1 台

2.4 役務の内容

- カッターの刃の点検及び残存物の除去
- ギア及びベアリングの点検
- モーター部の点検及びグリスアップ
- 各部のねじ締め付け
- 電気系統の点検及び各箇所動作確認
- その他必要と認められる箇所の部品交換、修理必要箇所については監督官に報告するものとする。

3 品質保証

3.1 監督及び検査

監督及び検査は、発注者が定める監督・検査実施要領による。

4 その他の指示

4.1 提出書類

- a) 役務上必要な書類等は速やかに監督官へ提出する。
- b) 役務実施に先立ち、役務開始届、現場代理人届、役務工程表を作成・提出し、役務終了後に役務完了届、点検実施報告書（様式随意）を監督官へ提出する。

4.2 秘密保全及び安全管理

4.2.1 役務写真

- a) 役務写真の撮影は監督官立会いのもと主要な作業段階、その他監督官の指示する場所を撮影しA4－S版に整理の上、監督官へ提出する。
- b) 役務写真は提出用に整理後、受注者の責任において、デジタルカメラを使用の場合は保存データを確実に削除するものとし、フィルムカメラを使用の場合は原版（ネガフィルム）を監督官へ提出するものとする。

4.2.2 仕様書等

受注者は、発注者から貸与された仕様書等を本役務関係者以外に貸出、複写、閲覧させてはならない。

4.2.3 安全管理

- a) 役務実施場所以外への無断立入は禁止する。
- b) 受注者は、常に役務の安全に留意し現場管理を行うとともに、万一役務実施中に事故等が発生した場合には、最善の応急処置を講じるとともに、速やかに監督官に報告するものとする。

4.3 補償

- a) 本役務後に生じた故障等の修復については、その原因が受注者の責に帰すべき理由によるものと認められた場合は、修復すべき補償義務を負うものとする。その補償は役務完了検査後1年間とする。
- b) 本役務の実施中、受注者の行った作業が原因となって既存の施設等を破損させた場合、受注者に原状回復させるものとする。

4.4 疑義

仕様書等の内容、又は役務実施上疑義を生じた場合には監督官と協議しなければならない。ただし、軽微なものについては発注者の指示に従うものとし請負金額及び工期については変更しない。

4.5 使用資器材等

本役務に使用する資器材及び水・電力はすべて受注者の負担とする。

見 積 書

| | |
|-----------|----|
| 件名リスト一連番号 | 10 |
|-----------|----|

見積金額¥

(消費税及び地方税を含まない。)

| 品 名 | 規 格 | 単 位 | 数 量 | 単 価 | 金 額 |
|---------------|---------|-------------|-----------------|--------|-----|
| 紙裁断機保守点検役務 | 仕様書のとおり | ST | 1 | | |
| | 以下余白 | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| 納入（履行） 場 所 | 足寄分屯地 | | 納 期 (履行期限) | 8.8.31 | |
| 契約保証金 | (免 除) | 入札（見積）書有効期間 | | / | |

上記に関して「入札及び契約心得」、「オープンカウンター方式実施要項」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ入札見積りいたします。また、当社は「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について誓約いたします。

年 月 日

分任契約担当官
陸上自衛隊北海道補給処足寄弾薬支処
会計科長 村 本 健 殿

住 所
会 社 名
代 表 者 名

(注) 押印を省略する場合には、担当者氏名及び連絡先を記入すること。

| | | | |
|-----------------|--|-----------|--------------|
| 陸 上 自 衛 隊 仕 様 書 | | | |
| 物品番号 | | 仕 様 書 番 号 | |
| 足寄宿舍消防用設備点検 | | 2026E-10 | |
| | | 防衛大臣承認 | 令和 年 月 日 |
| | | 作 成 | 令和 8年 4月 20日 |
| | | 変 更 | 令和 年 月 日 |
| | | 作成部隊等名 | 足寄弾薬支処総務科営繕班 |

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊足寄分屯地において実施する足寄宿舍消防用設備点検（以下，“点検”という。）について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は国土交通省公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）による。

1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この一部をなすものであり、入札書または見積書の提出時における最新版とする。

a) 仕様書

国土交通省公共建築工事標準仕様書

b) 法令等

消防法（以下，“法”という。）

消防法施行令（以下，“令”という。）

昭和50年10月16日消防庁告示第14号「消防用設備等の点検基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件」（以下，“告示第14号”という。）

平成16年5月31日消防庁告示第9号「消防法施行規則の規定に基づき、消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式を定める件」（以下，“告示第9号”という。）

1.4 消防用設備の種類（特殊消防用設備は除く）

消防用設備の種類は表1による。

-表1-

| | | | |
|-------------------|------------|------|-------------|
| 備等 通常用いられる消防用設 | 消防の用に供する設備 | 消火設備 | 消火器及び簡易消火用具 |
| | | | 屋内消火栓設備 |
| | | | スプリンクラー設備 |
| | | | 水噴霧消火設備 |
| | | | 泡消火設備 |
| | | | 不活性ガス消火設備 |
| | | | ハロゲン化物消火設備 |

-表 1 (続き) -

| | | | |
|---------------|--|------|---|
| 通常用いられる消防用設備等 | 消防の用に供する設備 | 消火設備 | 粉末消火設備 |
| | | | 屋外消火栓設備 |
| | | | 動力消防ポンプ |
| | | 警報設備 | 自動火災報知設備 |
| | | | ガス漏れ火災警報設備 |
| | | | 漏電火災警報器 |
| | | | 消防機関へ通報する火災報知設備 |
| | | | 警鐘, 携帯用拡声器, 手動式サイレンその他非常警報器具及び非常警報設備(非常ベル, 自動式サイレン及び放送設備) |
| | | 避難設備 | すべり台, 避難はしご, 救助袋, 緩降機, 避難橋その他の避難器具 |
| | | | 誘導灯及び誘導標識 |
| 消防用水 | 防火水槽又はこれに代わる貯水池その他用水 | | |
| 消火活動上必要な施設 | 排煙設備, 連結散水設備, 連結送水管, 非常コンセント設備及び無線通信補助設備 | | |

2 点検に関する要求

2.1 一般的要求

本点検は、法第17条の3の3に基づき発注者が管理する国家公務員宿舎に設置されている消防用設備の点検を実施するものである。

2.2 点検実施場所

足寄郡足寄町南3条4丁目1番地2足寄公務員宿舎(40戸)

2.3 点検実施日

実施日は契約締結後、発注者及び受注者間の日程調整により決定するものとする。

2.4 被点検設備及び数量

被点検設備の種類及び数量は表2に示す。

-表 2 -

| 連番 | 消防用設備の種類 | 規格 | 数量 |
|----|--------------|----------------------------------|------|
| 1 | 消火器 | 初田製作所 KLD6 粉末 2kg 消第 23-151 | 16 本 |
| 2 | 避難器具 (避難はしご) | ナカ工業株 金属製はしご (ハッチ式) は第 62~2 号 | 8 台 |

2.5 点検要領

点検の細部要領については、告示第9号及び告示第14号に基づき実施するものとし、点検の種類等は調達要領指定書(特記仕様書)にて指定する。

3 品質保証

監督及び検査は、発注者が定める監督・検査実施要領による他、点検結果報告書の確認を受けるものとする。

4 その他の指示

4.1 提出書類

4.1.1 役務工程表

点検実施に先立ち、役務工程表を作成し監督官へ提出するものとする。

4.1.2 点検結果報告書

点検結果報告書は、告示第9号及び告示第14号に基づき作成する。提出要領については調達要領指定書（特記仕様書）により指定する。

4.1.3 その他提出書類

その他、監督官に提出を求められた書類がある場合は速やかに提出するものとする。

4.2 秘密保全及び安全管理

4.2.1 図面

受注者は、発注者から貸与された図面等を当該関係者以外に貸出、複写、閲覧させてはならない。

4.2.2 安全管理

- a) 本点検の安全管理は遺漏なく行い事故防止に留意するとともに、事故等の発生においては、受注者の責任において処置し、速やかに監督官に報告するものとする。
- b) 点検実施中に対象機器等の不備又は機能に不良個所を発見した場合は、直ちに監督官に報告し、その処置について指示を受けなければならない。
- c) 受注者は、常に点検の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。

4.3 疑義

本点検に関して疑義が生じた場合は、監督官に協議しなければならない。ただし、軽微なものについては、監督官の指示に従うものとする。

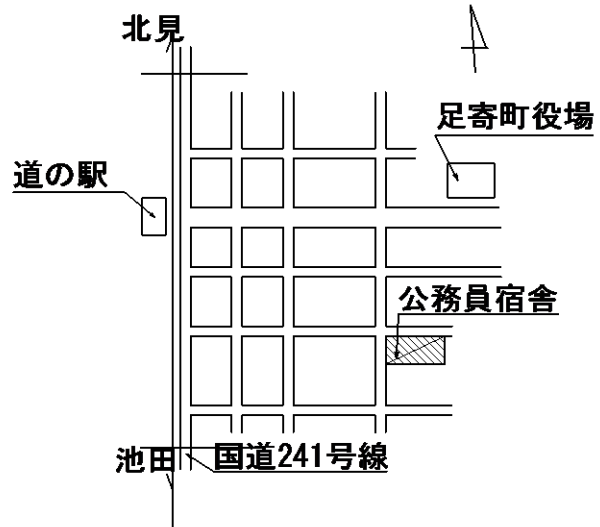
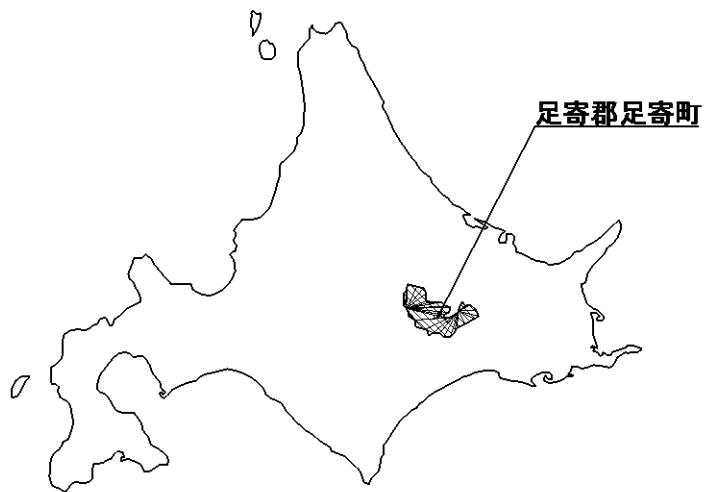
4.4 補償

- a) 点検実施中、対象機器等に損害を与えた場合は、監督官に報告するとともに、受注者の責任において原状回復させるものとする。
- b) 点検完了後、対象機器等が機能不良となり、その原因が受注者の責に帰すべき理由のものは、その責任において原状回復させるものとする。

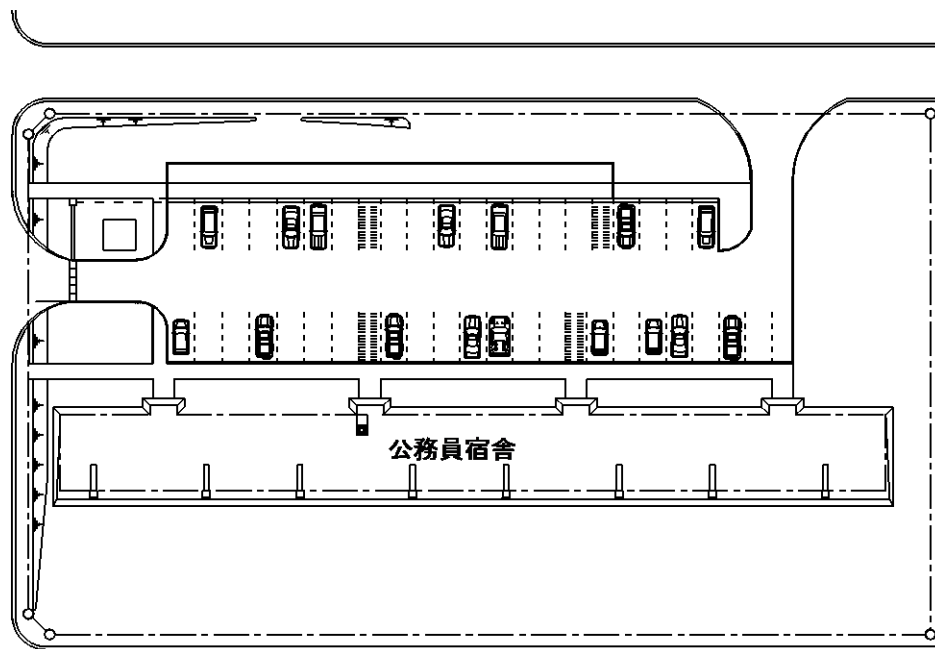
4.5 電気及び水

本点検で必要とされる電気及び水は、全て受注者の負担とする。

| | | |
|--|---------------|-------------------------|
| 調 達 要 領 指 定 書 (特 記 仕 様 書) | 発 簡 番 号 | |
| | 調 達 要 求 番 号 | 6 3 7 9 1 A E 4 0 0 3 |
| | 調 達 要 求 年 月 日 | 令 和 8 年 4 月 2 0 日 |
| | 作 成 部 課 | 足 寄 弾 薬 支 処 総 務 科 営 繕 班 |
| | 作 成 年 月 日 | 令 和 8 年 4 月 2 0 日 |
| | 仕 様 書 番 号 | 2 0 2 6 E - 1 0 |
| 指 定 事 項 | | |
| <p>1 点検要領に係る特記事項</p> <p>1.1 足寄宿舎の用途 足寄宿舎は令別表第1で定める(五)ロ下宿又は共同住宅</p> <p>1.2 点検の種類及び実施期間 受注者は契約後、設定する工期内で6ヶ月毎に機器点検を2回(実施時期:6月・12月)総合点検を1回(実施時期:12月)実施する。ただし、その実施時期で実施し難い相当の理由がある場合は、監督官と協議するものとする。</p> <p>1.3 点検者の条件 点検者は、消防設備点検資格者講習を受講した者、又は消防設備士免状の保有者とする。</p> <p>1.4 消防署への点検結果報告 受注者は機器・総合点検点検完了後、地域を管轄する消防署に点検結果を報告するものとする。</p> <p>2 点検結果報告書の提出要領</p> <p>2.1 機器点検 受注者は点検完了後、点検結果報告書を1部作成し発注者へ提出する。</p> <p>2.2 機器・総合点検 受注者は点検完了後、点検結果報告書を2部作成し、1部を発注者、1部を消防署へ提出する。尚、発注者へ提出する報告書には、消防署での受付が証明されているものとする。</p> | | |



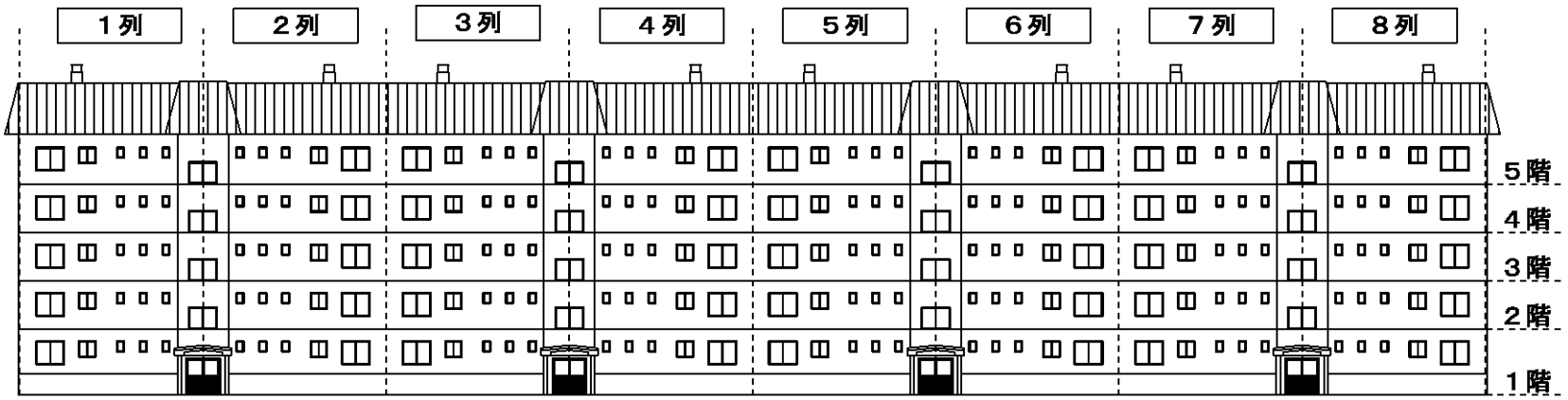
案内図 NO SCALE



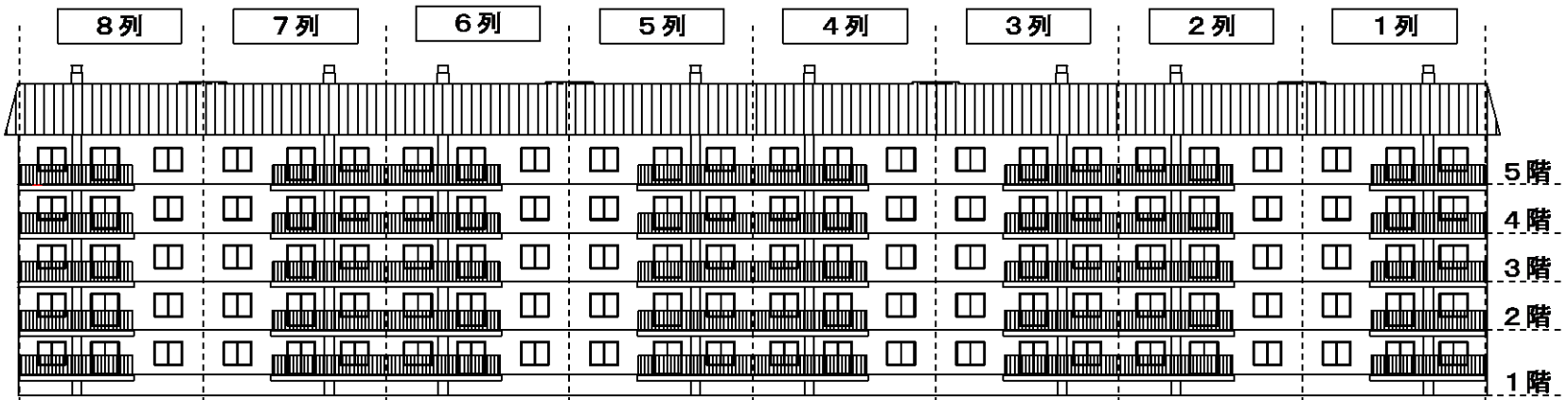
足寄公務員宿舎 1 : 750

| | | | |
|----|----------------|----|-----|
| 件名 | 足寄公務員宿舎消防用設備点検 | | |
| 図名 | 案内図 | | |
| 縮尺 | | 図番 | 1/2 |

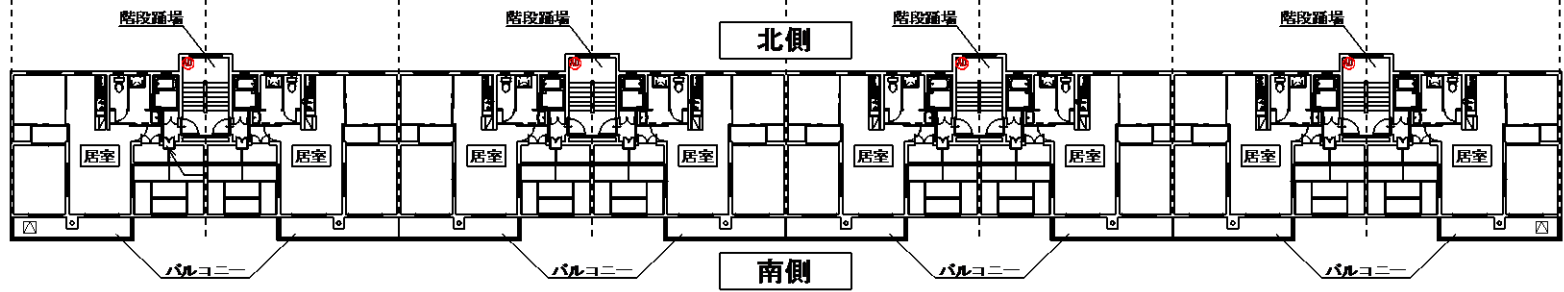
北側立面図



南側立面図



平面図



被点検消防用設備

| 連番 | 記号 | 名称 | 規格 | 数量 | 備考 |
|----|------|-------|--------------------------------|-----|------------------------|
| 1 | (AD) | 粉末消火器 | 初田製作所 KLD6 粉末2kg 消第23-151号 | 16本 | 2～5階の階段踊場に設置 |
| 2 | ▽ | 避難梯子 | ナカ工業㈱ 金属製はしご (ハッチ式) は第62～2号 | 8台 | 1列及び8列の2～5階居室のバルコニーに設置 |

| | | | |
|----|----------------|----|-----|
| 件名 | 足寄公務員宿舎消防用設備点検 | | |
| 図名 | 宿舎消防用設備配置図 | | |
| 縮尺 | 1/400 | 図番 | 2/2 |

見 積 書

| | |
|-----------|----|
| 件名リスト一連番号 | 11 |
|-----------|----|

見積金額¥

(消費税及び地方税を含まない。)

| 品 名 | 規 格 | 単 位 | 数 量 | 単 価 | 金 額 |
|---------------|---------|-----------------|----------|-----|-----|
| 足寄宿舍消防設備点検 | 仕様書のとおり | ST | 1 | | |
| | 以下余白 | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| 納入（履行） 場 所 | 足寄分屯地 | 納 期 (履行期限) | 9. 1. 29 | | |
| 契約保証金 | (免 除) | 入札（見積）書有効期間 | | | |

上記に関して「入札及び契約心得」、「オープンカウンター方式実施要項」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ入札見積りいたします。また、当社は「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について誓約いたします。

年 月 日

分任契約担当官
陸上自衛隊北海道補給処足寄弾薬支処
会計科長 村 本 健 殿

住 所
会 社 名
代 表 者 名

(注) 押印を省略する場合には、担当者氏名及び連絡先を記入すること。